

コミュニティスペースDOMA利用要項

特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター

第一条 趣旨

この要項は、もりおか町家物語館（以下「物語館」と略する）母屋1階のカフェコーナー（旧カフェDOMA）が大正蔵へ移転したことに伴い、その跡地を、これまで旧カフェDOMAを会場として実施していた諸事業を行うスペースとするほか、多様な市民が交流できるコミュニティスペースとして活用できるよう必要な事項を定めるものです。

第二条 名称

旧カフェDOMA跡地の名称を「コミュニティスペースDOMA」（以下「DOMA」と略する）と称します。

第三条 活用にかかる基本方針

DOMAは、これまで小規模の会合やミニ美術展に親しまれてきた経緯があり、可能な限り過去の活用事例を継承するとともに、より積極的に地域づくりや文化芸術及び観光、生涯学習や社会包摂の推進に寄与できる「コミュニティスペース」としての活用を図ります。

運営については「市民協働」の原則のもと、共催団体等が自ら運営主体として実施できることを原則とします。

第四条 利用可能な事業等

DOMAを活用できるのは、次に定める要件を満たすものとします。

- (1) 指定管理者「特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター」（以下「IASC」という）の主催・共催・提携のいずれかの事業での利用を原則とします。
- (2) 美術展利用は、「共催または提携」企画とし、事前に企画書または作品写真等を提出していただき、展示・販売に相応しいと判断されたものとします。但し、展示中の保守責任は法人が負わないこと、監視員はつかないこと、月例の催し物案内以外のチラシ等は法人で制作しないことを条件とし、別途、「コミュニティスペースDOMA 作品展示・販売要綱」により運営活用されます。なお、美術展示利用は開催日半年前以降に利用提案を受けることとします。
- (3) 地域団体が会合等で活用する場合は、館長または館支配人が承認した会合とし、無償で会場を提供しますが、夜5時半以降の利用については、1時間1,000円あたりの管理サポーター料金を徴収します。

但し、厨房設備等を利用する場合は、利用時間帯に関わらず光熱水費の自己負担分とし所定の費用負担を求めることとします。その額は、別途定めます。

- (4) 「風の公民館事業」等法人主催・共催事業で誕生したサークル等の企画事業は、総括責任者または館長が承認した提携事業とし、地域団体の利用と同じように、夜5時半以降の利用については、1時間1,000円あたりの管理サポーター料金を徴収します。但し、厨房設備等を利用する場合は、利用時間帯に関わらず光熱水費の自己負担分とし所定の費用負担を求めることとします。その額は、別途定めます。
- (5) 上記(1)～(4)以外の利用で、概ね5人以上(または2テーブル以上の利用)でDOMAを活用する場合は、利用者全員が大正蔵カフェでコーヒー等を注文(デリバリー注文)し、カフェ活用の場とすることを条件として利用を許可します。但し、夜5時半以降の活用及び厨房活用の場合は、上記(3)(4)と同様とします。
- (6) 4人以下(1テーブル利用)の少人数で談話及び読書、執筆等の作業で活用する場合は、1時間未満は無償で活用できますが、他の活用が入っていない場合に限りません。また、1時間以上の利用や予約を必要とする場合は、上記(5)と同様の扱いとします。
- (7) 法人の役員・会員が提案する企画は、総括責任者(理事長)が承認する企画を法人主催事業として実施し、基本的に提案者自らがプロデュースし、館職員はその実施を支援(申し込み受付やHP等の掲載等)します。但し、公共性の高い事業(文化庁や自治体からの支援・助成事業等)は、館が主体あるいは一定以上の役割をもって館企画事業と同様の扱いで実施します。
- (8) 他団体等から提案企画または上記以外の利用は、総括責任者・館長・芸術監督の協議で利用可否や条件を決定します。

第五条 施設利用の運営指針

美術展示及びワークショップや会合等の利用にかかる運営指針は、下記のとおりとします。但し、運営上検討すべき事項が出てきた場合、随時運営指針の見直しを行うこととします。

(1) 美術展示とフロア活用

美術展示は、原則、主催事業等のフロア利用を妨げることは出来ません。立体物等の展示で、壁面以外を利用し、フロアの全部または一部を占有する必要がある場合は、館が指定する場所内で2平方メートル以内の占有であれば無償で許可し、それを超える場合は、1平方メートル毎に一日1,100円(税込)の管理負担金を徴収します。

また、フロア西側主スペースまたは全面の他利用が不可能な美術展示は、2週間以内の会期を上限とし、1日3,300円(税込)の管理負担金を徴収します。

(2) カフェのデリバリー活用

第四条(5)(6)利用にかかる大正蔵カフェからのデリバリーは、1ドリンクで2時間以内とし、4人以内の場合は、各自、大正蔵カフェで注文し自ら運搬する。5

人以上の利用の場合は、ポット等での運搬等館職員がデリバリーを行う場合もあります。他でのデリバリーもこれに準拠します。

(3) 音響機材や太鼓等の大音量のイベント利用制限

音響拡声装置や太鼓、金管楽器等を使った大音量のイベントは、他への干渉の恐れがあるため、原則、実施不可とします。但し、音響をある程度抑えて、他への干渉を軽減できる場合は、館との相談の上、実施可能な場合もあります。

(4) 飲食の利用とごみ処理

飲食の利用は可能としますが、ごみ等は原則持ち帰りとなります。持ち帰りが不可能な場合はご相談ください。大正蔵カフェからのデリバリーにおけるごみは、大正蔵内の廃棄場所に持参していただきます。

(5) 厨房施設の利用

厨房施設の利用はご予約された場合にのみ可能とします。利用の際は所定の光熱水費を徴収します。また、厨房内での調理と臭気等の強い食品の取り扱いについては事前にご相談ください。

〈利用できる付属設備〉

ガスコンロ（二口）／水道／給湯器／水切りかご／電子レンジ／鍋／食器 等

※大きさや種類については事前に現地にてご確認ください

※洗剤等の消耗品は利用者にてご用意ください

第六条 利用にかかる費用負担

第四条（3）～（6）に該当する厨房施設の光熱水費の負担は、DOMA利用時間1時間当たり110円（税込）とし、消費税率の変動及び諸物価の状況で、改正するものとします。また、午後5時半以降の利用にかかる管理サポーター料についても、最低賃金等の変動により改正することとします。

第七条 有料イベントの費用負担

DOMAで入場料及び参加料を徴収する有料の主催・共催・提携企画の場合、支出の多少にかかわらず、入場料または参加料の10%の管理料を法人に納入することとします。

第八条 広報

物語館の月例通信にDOMA催し物案内欄を設けるとともに、HPに案内ページを作成します。

共催及び提携企画の個別のチラシは、共催・提携団体自らが作成しますが、HPやSNSの発信は物語館でも行います。

第九条 申し込み方法

予約申込書に必要事項を記載のうえ、もりおか町家物語館窓口へご持参ください。メール・電話でのお申し込みも承ります。

第十条 その他

上記に規定されていないものは、特定非営利活動法人いわてアートサポートセンターが別に定めるものとします。